〔参考〕

官報
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二〇）　二
〔告示〕
○除籍が滅失した件（法務一六〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一六一）　二
○社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定のオランダ王国政府による暫定的な適用に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八三）　三
○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八四）　三
○南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一八五）　四
○食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八六）　四
○ウガンダ北部におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八七）　四
○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八八）　四
○アウキ市場及び桟橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同一八九）　四
○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）　四
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一〇九）　五
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一一〇）　五
○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一一一）　五
○薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（同一一二）　五
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同一一三）　五
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産四二五）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件（同四二六）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の認定に関する業務を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（同四二七）　五
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同四二八）　五
○農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（同四二九）　五
○保安林の指定をする件（同四三〇～四三三）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四三四、四三五）　七
○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件（経済産業四六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三四七）　八
○鳥獣保護区を指定した件の一部を改正する件（環境二七、二九）　九
○特別保護地区を指定した件の一部を改正する件（同二八、三〇）　九
〔国会事項〕　二
〔人事異動〕　二
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　財務省
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
産業　三
日本工業規格（厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省）　三
労働　三
最低工賃の改正決定に関する公示（福井労働局最低工賃公示一）　三
〔資料〕
閣議決定等事項　三
〔公告〕
諸事項　三
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
公債償還（東京都区）関係　三〇
会社その他

○厚生労働省告示第百九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

医薬品各条の部ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの条５・１の２中「ＨＢｓ抗原陽性者」を「ＨＢｓ抗原陽性者（甲移植行為者を除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第百十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第1に次のように加える。

1068　体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表に次のように加える。

1183　体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表に次のように加える。

239　体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十三号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

本則に次のように加える。

774　体外衝撃波疼痛治療装置

○農林水産省告示第四百二十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

一　登録年月日及び登録番号

平成二十年三月十三日　第百三号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表加工食品（認定を行う農林物資の種類は、生産情報公表加工食品に限る。）

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び国外（アメリカ、中国）

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第四百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、財団法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
北海道札幌市中央区北一条西七丁目	北海道札幌市中央区北三条西二丁目

○農林水産省告示第四百二十八号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

別表中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第四百二十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年産の農作物から適用する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

「

第一区分	ばれいしょ
第二区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
第三区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆

表兵庫県の項中

第四区分	春蚕繭
第五区分	初秋蚕繭
第六区分	晩秋蚕繭

」を

「

第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
第三区分	そば

」に改める。

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣　若林　正俊

一　(一)　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字夏無沢六六一六の一、六六一六の二、六七〇三、六七〇四、字大久保六六九六、六六九七、字姥ケ懐六七〇〇、字畏掛場六七〇一の一、六七〇二の一、字広平向六七〇五、字大三婦沢六七〇六の一、六七〇七の一、六七一〇、六七一一、字小丸山六七〇八、字細畑六七〇九の一、六七〇九の二、字深ヶ間入六七一二の一、六七一三、六七三三、字菜畑六七一四から六七一八まで、字倉掛六七一九から六七二一まで、字桜ヶ久保六七二二、六七二三、字釜戸倉六七二四から六七二七まで、六七二九、